家計の基準については、以下のとおりです。

世帯の令和４年中の認定所得金額が、別表１の基準金額以下であること。
認定所得金額とは、審査所得金額(※1)の世帯における合計額（「世帯合計審査所得金額」という。）から特別控除(※2)を控除して算出した金額をいう。

(※1) 審査所得金額：世帯の収入のある者の１年間の総収入額から必要経費（給与収入（所得）等の場合にあっては、別表２に掲げる額）を控除した額

(※2) 特別控除：世帯の状態により控除することを認められる別表３に掲げる額

（例）父、母、姉、祖父に収入がある場合

父の収入 － 必要経費又は（別表２） ＝ 審査所得金額 …a
母の収入 － 必要経費又は（別表２） ＝ 審査所得金額 …b
姉の収入 － 必要経費又は（別表２） ＝ 審査所得金額 …c
祖父の収入 － 必要経費又は（別表２） ＝ 審査所得金額 …d

a＋b＋c＋d＝ 世帯合計審査所得金額

世帯合計審査所得金額 － 特別控除額（別表３）
↓
認定所得金額 ≦ 基準金額

基準金額（別表１）

区分		基準金額
世帯人員	１人	1,430 千円
	２人	2,290 千円
	３人	2,640 千円
	４人	2,860 千円
	５人	3,070 千円
	６人	3,250 千円
	７人	3,410 千円
世帯人員が 7 人を超える場合は、1 人増すごとに 160 千円を世帯人員の基準額に加算する。		

給与収入（所得）の控除額（別表２）

年間総収入金額	控除金額
4,000 千円以下の場合	年間総収入金額×0.2 +2,630 千円
（ただし,総収入金額が 3,290 千円以下の控除額は,総収入金額と同額とする。）	
4,000 千円を超え 8,780 千円以下の場合	年間総収入金額×0.3 +2,230 千円
8,780 千円を超える場合	4,860 千円
備考　万円未満は四捨五入する。	

特別控除額（別表３）

区分	世帯の状態	特別控除額				
Ａ世帯を対象とする控除	母子又は父子家庭であること					４９０千円
	就学者のいる世帯であること（児童・生徒・学生１人につき）	小学校				８０千円
		中学校				１６０千円
					自宅通学者	自宅外通学者
		高等学校		国公立	２８０千円	４７０千円
				私立	４１０千円	６００千円
		高等専門学校		国公立	３６０千円	５５０千円
				私立	６００千円	８００千円
		大学		国公立	５９０千円	１，０２０千円
				私立	１，０１０千円	１，４４０千円
		専修学校	高等課程	国公立	１７０千円	２７０千円
				私立	３７０千円	４６０千円
			専門課程	国公立	２２０千円	６２０千円
				私立	７２０千円	１，１２０千円
	障害のある者がいる世帯であること	障害のある者１人につき				８６０千円
	主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のために特別に支出している年間金額。ただし、７１０千円を限度とする。				
	長期に療養を必要とする者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田、畑又は店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出の増大又は収入減になると認められる年間金額				
	その他に家計を逼迫する事由があると認められる場合	基準金額との差額分				
Ｂ申請者控除	申請者が高等学校に進学を予定する場合					２８０千円
	申請者が高等専門学校に進学を予定する場合					３６０千円
	申請者が大学又は専門学校に進学を予定する場合					５９０千円
	申請者が高等学校等に在学している場合				自宅通学者	自宅外通学者
		高等学校		国公立	２８０千円	４７０千円
				私立	４１０千円	６００千円
		高等専門学校		国公立	３６０千円	５５０千円
				私立	６００千円	８００千円
		大学		国公立	５９０千円	１，０２０千円
				私立	１，０１０千円	１，４４０千円
		専修学校	高等課程	国公立	１７０千円	２７０千円
				私立	３７０千円	４６０千円
			専門課程	国公立	２２０千円	６２０千円
				私立	７２０千円	１，１２０千円

備考　１　Ａ欄の「就学者のいる世帯であること」による控除には、申請者分は含めない。

２　Ａ欄の控除については、該当する特別の事情が２つ以上ある場合は、これらの特別控除を併せて控除することができる。